

茨木市いのちの教育推進交付金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立中学校が取り組む「命の大切さ」に関する体験活動等に対し、市が交付金を交付することにより、生徒の自他の生命を尊重する心の教育を推進し、もって自尊感情の育成に資することを目的とする。

(交付対象団体)

第2 交付の対象となる団体は、茨木市立中学校とする。

(交付対象事業)

第3 交付の対象となる事業は、茨木市立中学校の生徒を対象とした次の事業とする。

- (1) 「命の大切さ」に関する体験活動
- (2) 「命の大切さ」に関する講演会
- (3) その他生徒の自他の生命を尊重する心の教育の推進に寄与すると市長が認める事業

(交付対象経費)

第4 交付の対象となる経費は、当該年度における交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 消耗品費

(交付金額)

第5 交付金の額は、交付対象経費の合計額又は 50,000 円のいずれか少ない額とする。

(交付金の交付申請)

第6 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市いのちの教育推進交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(交付金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し茨木市いのちの教育推進交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付金の交付請求)

第8 第7の交付金交付決定通知書を受けたものは、茨木市いのちの教育推進交付金

交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

（交付金の交付）

第9 市長は、第8の規定による交付金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に交付金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第10 交付金の交付を申請したものは、交付金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市いのちの教育推進交付金変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市いのちの教育推進交付金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の交付金変更承認通知書を受けたものは、第8に準じて変更承認に係る交付金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第11 交付金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市いのちの教育推進交付金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

（交付金額の確定等）

第12 市長は、第11の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき交付金の額を確定し、茨木市いのちの教育推進交付金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（交付金の精算）

第13 第12の交付金確定通知書を受けたものは、当該交付金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市いのちの教育推進交付金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第14 市長は、交付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、交付対象の中学校に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物

件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 交付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該交付事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付の取消し等)

第17 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、交付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。